

京都市告示第154号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年6月10日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
洛北第三経 7号線	左京区岩倉幡枝町175番地地先から	旧	メートル 143.50	メートル 6.00
	同町257番地地先まで	新	143.40	6.00 ~ 6.02
洛北第三経 8号線	左京区岩倉幡枝町261番地の7地先から	旧	180.20	12.00 ~ 18.60
	同町562番地地先まで	新	180.80	11.93 ~ 18.29

(建設局土木管理部道路明示課)